

阿賀野市学校屋内プール設計業務委託に係るプロポーザル審査要領

R7.3.3 訂正

1 審査要領の位置づけ

この審査要領は、「阿賀野市学校屋内プール設計業務委託に係るプロポーザル実施要領」（以下、「要領」という。）に基づき設置された、「阿賀野市学校屋内プール設計業務受注候補者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、要領における参加表明書等及び提案書等の審査基準や事務手順を示すもの。

2 審査実施上の留意事項

次の場合は、要領における事務局が応募者にその理由を確認し、審査委員会に報告の上、審議する。その結果、正当な事由が無いと認められる場合は、その応募者を選定又は特定しない及び失格とすることができる。

- （１）管理技術者が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有しない場合
- （２）管理技術者及び建築意匠主任担当技術者が、応募者の組織に属していない場合
- （３）管理技術者及び各主任担当技術者が各 1 名でない場合
- （４）管理技術者が主任担当技術者を兼務している場合、又は各主任担当技術者が他の主任担当技術者を兼務している場合
- （５）管理技術者の手持ち業務量について、延べ面積 1,000 ㎡を超える設計業務の件数が 5 件以上の場合
- （６）建築意匠主任担当技術者の手持ち業務量について、延べ面積 1,000 ㎡を超える設計業務の件数が 3 件以上の場合
- （７）管理技術者及び建築意匠主任担当技術者を除く各主任担当技術者について、協力事務所の者とする際に、その者が他の応募者の管理技術者及び各主任担当技術者になっている場合
- （８）この審査要領及び要領において設定した条件を満たしていない場合

3 一次審査

一次審査は、審査委員会が要領における参加表明書等によって、「一次審査得点」を算出して行う。

(1) 一次審査の審査項目及び配点

一次審査得点の配点は表 1 のとおりとする。

表 1

一次審査項目	一次審査得点の配点（25 点満点）
配置予定の各技術者の資格	5
配置予定の各技術者の業務実績	20

(2) 一次審査得点の算出

一次審査得点は以下のとおり算出した、①と②の合計とする。

① 「配置予定の各技術者の資格」における得点の算出手順

表 2 に記載されている「区分」に基づいて該当する「ウエイト」に、表 3 に記載されている「評価する技術者資格等」に基づいて該当する「資格評価点」（複数該当の場合は、上位の評価点のもの）を乗じ、算出する。算出した全技術者の得点を合計する。

表 2

審査項目及び配点(25 点満点)		区分	ウエイト	
配置予定の技術者の資格	5	主任担当技術者	意匠	2.0
			構造	1.0
			電気	1.0
			機械	1.0

表 3

担当業務分野	評価する技術者資格等	資格評価点
建築意匠 (意匠)	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
建築構造 (構造)	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気設備 (電気)	建築設備士、技術士、一級建築士、設備設計一級建築士	1.0
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士、その他	0.2
機械設備 (機械)	建築設備士、技術士、一級建築士、設備設計一級建築士	1.0
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士、その他	0.2

② 「配置予定の各技術者の業務実績」における得点の算出手順

表 4 に記載されている「区分」に基づいて該当する「ウエイト」に、表 5 に記載されている「評価事項」に基づいて該当する「実績評価点」（複数該当の場合は、上位の評価点のもの）を乗じ、算出する。算出した全技術者の得点を合計する。

なお、表 5 中の用語の定義は以下のとおりとする。

ア 社会体育施設

屋内プールを除く、体育館及び水泳プール、運動場といったスポーツ施設

イ 整備

新築又は改築

ウ 設計業務

設計成果を作成する業務において、確認申請等（建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 18 条第 2 項の規定による、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合の申請又は通知）を伴うもの

表 4

評価項目及び配点		区分	ウエイト	
配置予定の技術者の業務実績	20	管理技術者	6.0	
		主任担当技術者	意匠	5.0
			構造	3.0
			電気	3.0
			機械	3.0

表 5

評価項目	評価事項	実績評価点
業務実績	・ 公共の屋内プールの整備に関する設計業務	1.0
	・ 公共の社会体育施設の整備に関する設計業務 ・ 屋内プールの整備に関する設計業務	0.4

(3) 一次審査基準

一次審査基準は 13 点とし、一次審査得点が一次審査基準未満の応募者は失格とする。

(4) 一次審査通過者の選定

- ① 事務局が、一次審査得点を算出し、審査委員会に提出する。
- ② 審査委員会は、提出された応募者の一次審査得点において、一次審査通過者の選定を行う。
- ③ 一次審査通過者は、一次審査得点が一次審査基準以上である応募者とし、その者が 5 者を超える場合は、最高位得点者から降順に、最大で上位 5 者までを一次審査通過者として選定する。なお、同点により 5 者を超える場合は「配置予定の各技術者の業務実績」の得点が高い者とする。その際も同点の場合は審査委員会の審議により選定する。

4 二次審査

二次審査は、審査委員会が一次審査通過者のプレゼンテーションを受けてヒアリングを実施し、「二次審査得点」を算出して行う。

(1) 二次審査の審査項目及び配点

二次審査得点の配点は表 6 のとおりとする。

表 6

二次審査項目			二次審査得点の配点（100 点満点）
第一次審査得点			一次審査から持ち越し（25 点満点）
提案 内容	テーマ 1	敷地特性の理解度	15
		計画の効果	15
	テーマ 2	課題の理解度	20
		解決策の妥当性	15
受注予定金額			10

(2) 二次審査得点の算出

二次審査得点は以下のとおり算出した、①から③の合計とする。

① 一次審査得点

一次審査から持ち越した一次審査得点をそのまま用いる。

② 提案内容における得点の算出手順

ア 表 7 に基づき、審査委員会の各委員が各々の主観的評価により評価する。

イ 各委員が評価した評価点の合計を平均し、小数点第 2 位以下を切り捨てたものを当該得点とする。

ウ 委員のいずれかが 0 と評価した項目があった場合は、その者を失格とする。

③ 受注予定金額における得点の算出手順

ア 算出は事務局が行い、審査委員会に提出する。

イ 提案書等に記載の受注予定金額により、次式により算出する。なお、算出における小数点第 2 位以下の数字の取り扱いは、場合 1 については切り捨て、場合 2 については切り上げとする。

場合 1

【提案上限額 ≧ 受注予定金額 ≧ 比較最低制限金額 の場合】

受注予定金額における得点 =

$$(\text{提案上限額} - \text{受注予定金額}) \div (\text{提案上限額} - \text{比較最低制限金額}) \times 10$$

場合 2

【比較最低制限金額 > 受注予定金額 の場合】

受注予定金額における得点 =

$$(\text{受注予定金額} - \text{比較最低制限金額}) \div \text{比較最低制限金額} \times 10$$

比較最低制限金額：当市が定める最低制限価格制度（※）に基づき、提案上限額
を予定価格とみなして算出した比較最低制限価格の金額

※阿賀野市ホームページ「例規集」の「阿賀野市最低制限価格制度実施要綱」を
参照のこと

表 7

テーマ	テーマ概要	審査項目 配点	評価点				
			特 に 優 れ て い る	優 れ て い る	普 通	やや 不 十分	不 十分
テーマ 1 学校屋内プー ル整備の工事 計画について	敷地の特性を考察し、実際に整備工事を実施する際、どのような課題が想定されるかすべて明示し、水原小学校や周辺住民、グラウンド利用者等の関係者へ配慮した工事計画を提案すること。	敷地特性の 理解度 15	15	10	7.5	5.0	0
		計画の効果 15	15	10	7.5	5.0	0
テーマ 2 円滑な水泳授 業の実施につ いて	利用者の流れを考察し、効率的で円滑な水泳授業を実施するため、どのような課題が想定されるかすべて明示し、その解決に必要な校外拠点型屋内プールとしての機能・仕様がどのようなものなのか計画して提案すること。	課題の 理解度 20	20	15	10	5.0	0
		解決策の 妥当性 15	15	10	7.5	5.0	0

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の特定

- ① 二次審査得点の最上位得点者を優先交渉権者、次点得点者を次点交渉権者として、審査委員会に諮り、特定する。
- ② 二次審査得点が高点の場合は、提案内容における評価点が高い方を上位とし、その際も同点の場合は審査委員会の審議により特定する。